

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究開発センター(北地区)  
原子炉施設  
平成29年度(第2回)保安検査報告書

平成29年11月  
原子力規制委員会

# 目 次

## 1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間

(2) 検査担当実施者

## 2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

(2) 追加検査項目

## 3. 保安検査結果

(1) 総合評価

(2) 個別検査結果

(3) 違反事項(監視すべき事項を除く。)

4. 過去の違反事項(監視すべき事項を除く。)に対する事業者の措置状況

## 5. 特記事項等

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成29年8月29日(火)～8月31日(木)

### (2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

栗崎 博

安部 英昭

星 勉

核燃料施設等監視部門

大向 繁勝

榊見 亮司

本多 孝至

田野 俊樹

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目

- ① 予防処置の実施状況
- ② 指摘事項等の対応状況
- ③ 保守管理の実施状況

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「予防処置の実施状況」、「指摘事項等の対応状況」、「保守管理の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。

「予防処置の実施状況」については、大洗研究開発センター(以下「大洗研」という。)の使用施設の燃料研究棟(以下「燃研棟」という。)における、核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故(以下「燃研棟事故」という。)を踏まえて、事故対応に必要な資機材及び体制が整備されていること、また、他の原子力施設で得られた知見について予防処置が行われていること等について、「放射線安全取扱手引」、「放射線作業連絡票」等に基づいて確認した。

「指摘事項等の対応状況」については、平成29年5月、JMTRで電源盤遮断器の誤

操作及びタンクヤード内雨漏れの事象が発生し、改善活動を継続して実施していることから、その対応状況について、「不適合報告書」、「是正措置計画書」等に基づき確認した。また、前回の保安検査において、HTTRにおける文書管理について改善すべき事項が確認されたこと、また、平成29年2月に、ヘリウム循環機が試験中に停止していることから、その対応状況について、「不適合管理分科会資料」、「高温工学試験研究炉部における定期的レビューの記録」等に基づき確認した。

「保守管理の実施状況」については、HTTRを対象として、施設定期自主検査等に基づく保守管理の内、廃棄施設(気体、液体)について、保安規定に従って実施していることを「HTTR運転管理課年間業務計画」等に基づき確認した。また、外部に業務委託する場合の調達管理の実施状況等について、「HTTR工程会議議事録」、「検査実施要領」等に基づき確認した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、「予防処置の実施状況」については、燃研棟事故を踏まえた対応処置が引き続き実施されることから、今後も保安検査等において確認することとする。また、保安検査において確認された改善すべき下記の事項について、今後の保安検査等で引き続き確認することとする。

- ・平成28年度の施設定期自主検査は、HTTR運転管理課長が定める「HTTR運転管理課 年間業務計画」に従って漏れなく実施されていることを確認した。ここでは、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査について、当該年間業務計画書に、毎年、施設定期自主検査の実施計画が記載され、当該計画に従って実施されていることを確認した。一方、部長が定める「検査実施要領」に関して、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査について、当該検査は毎年実施してないとの説明があり、施設定期自主検査に対する認識が不足していることが確認されたことから、速やかに改善すること。
- ・高温工学試験研究炉部の「文書及び記録の管理要領」について、当該要領書の「品証文書」の定義が、大洗研の品質保証体系と異なり、範囲を限定していること。また、当該要領書において、「その他の文書」の用語を使用するなど、管理対象文書の範囲にあいまいな点が確認されたため、速やかに改善を実施すること。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査項目

#### ① 予防処置の実施状況

燃研棟事故を踏まえて、事故対応に必要な資機材及び体制が整備されているか、また、他の原子力施設で得られた知見についてどのような予防処置が行われているか等について以

下のとおり検査した。

(a) 汚染事故対策の実施状況

核燃料物質等の取り扱い時の作業計画の立案について、JMTR及びHTTRを対象として、使用済み燃料の切断作業等について検査し、担当課長は、管理区域内作業において、予め、作業方法、防護手段、汚染の拡大防止、線量当量率等の監視方法等について、線量当量率等の測定データ、作業のリスク等を考慮し、放射線管理チームと協議していること。その後、担当課長は、放射線安全取扱手引に基づき放射線作業計画である放射線作業届、放射線作業連絡票を作成していること、また、担当課長は、作業の安全管理要領等により、リスクアセスメント等を実施していること等を「放射線安全取扱手引」、「放射線作業連絡票」等の資料及び聴取により確認した。

大洗研における事故対応体制は、所長が事故対策規則に基づき現地対策本部を編成し、必要な構成員を指名していること、また、所長は人事異動等により要員の見直しが必要となった場合は、その都度、要員の指名変更を行って体制を維持していること、現地対策本部は、総括班、外部対応班、広報班や厚生医療グループ等から構成されており、その要員は経験や専門性のある者を中心に配置するとともに、施設の被災を考慮して選出部署が偏らない配置となるよう配慮していること、要員については、指名時に教育し理解度を確認していること、各施設においては、運転手引、施設現場対応班活動要領に従い、現場対応班として事故対応に当たること等を、「事故対策規則」、「現地対策本部構成員等の指名変更について」、「施設現場対応班活動要領」等の資料及び聴取により確認した。

資機材の整備等について、安全管理部長は、平成29年8月、各施設に対して身体除染機材の点検を実施するよう指示し、各施設は身体除染機材の点検を実施して安全管理部長に報告していること、高温工学試験研究炉部においては、グリーンハウスを通常の作業における汚染の拡大防止対策として使用しているが、非常時の設置訓練は行っておらず、今回の汚染事故を受けて、今後、グリーンハウスの設置訓練等を検討中であること、除染用シャワーが使用可能であることを年1回程度確認していること、除染キット及び半面マスクが常備されていること、今後、除染キット、緊急時の防護機材、除染用シャワーは、放射線安全取扱マニュアルで、月1回点検することを明確化して要領等の変更を行う予定であること、半面マスクの装着については陰圧法などにより確認しているがマスクマンテストは行っておらず、今後、マスクマンテストの導入を検討中であること、通常の放射線防護に係る教育は、保安教育として行っていること、緊急作業を行う者を対象として、被ばく線量の管理の方法、除染の方法等について、毎年、教育訓練を実施していること等を、「HTTR放射線安全作業マニュアル」、「教育訓練実施年間計画」等の資料及び聴取により確認した。

また、材料試験炉部における資機材の整備等については、除染キットの管理を、JMTR放射線安全作業マニュアルに基づき行っているが、燃研棟事故を受け、当該マニュアルの見直しを図っていること、緊急防護機材の管理は、放射線安全作業マニュアル及び緊急防護器材点検表に基づき実施していること。燃研棟事故を受けて、炉室内の除染用シャワー設備について、毎日の巡視点検時に点検を実施しているが、それに加えて、当該シャワー設備の機能確認を含む点検記録を課長制定文書として準備中であること、平成29年度避難訓練として、半面マスクの取扱教育及び半面マスクの装着訓練を実施したこと、平成29年7月には、マスクマンテスト装置を用いた漏れ率の測定を行うと共に、呼吸保護具装着の習熟度向上を図ることを目的とした訓練を実施したこと等を、「JMTR放射線安全作業マニュアル」、「緊急防護器材点検表」等の資料及び聴取により確認した。

教育訓練等について、高温工学試験研究炉部においては、平成29年7月、燃研棟事故について教育訓練をおこない、法令及び内規の遵守意識の醸成を図ったこと、また、各課長は燃研棟事故の自施設への影響について、反映させるべき事項について課内会議、課内安全衛生会議の場で議論し、部の定例会議で情報を共有しており、今後、部の方針を決め対応する予定であること、同様に、材料試験炉部においては、平成29年8月、「燃研棟事故の部内への中間報告会」及び議論を行ったこと、除染キット等の管理についてJMTR放射線安全作業マニュアルの見直しを行い、保安教育を実施したこと等を、「保安教育訓練実施報告書」、「HTTR定例会議議事録」等の資料及び聴取により確認した。

(b) 予防処置の仕組みについて

他の核燃料施設等で得られた知見の収集・評価を行うための体制について、日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)本部の安全・核セキュリティ統括部(以下「安核部」という。)の部長は、水平展開実施要領に基づき、外部の原子力施設での事故・故障等の情報を収集する専任者として、外部情報専任者を指名していること、外部情報専任者は、「安全に関する水平展開実施要領」に基づき、原子力規制委員会のホームページ、ニューシアのホームページ等から事故・故障等の情報を収集し、それらの原因と対策の情報を、水平展開管理票にて機構内に情報提供していること、大洗研の安全管理部施設安全課長は、安核部より情報提供された事象について、水平展開実施規則に基づき、大洗研内に情報提供を行っていること、大洗研の各部長は、上記の施設安全課長からの情報について部内に周知し、予防処置を検討していること、その結果について四半期毎に各部長は安全管理部長に報告していること、予防処置が必要と判断した場合は、大洗研の要領に基づき予防処置を実施していること等を、「安全に関する水平展開実施要領」、「不適合事項等水平展開実施規則」等の資料及び聴取により確認した。

他の核燃料施設等で得られた情報に基づく予防処置の実施状況に係る具体例として、大洗研の各部における予防処置は大洗研の定める要領に基づき実施しており、高温工学試験研究炉部においては、「保安教育内容の不備による監督官庁からの改善要請」について、平成27年12月に計画を策定し、平成28年5月にその実施結果を報告していること、材料試験炉部においては、「廃液処理棟における計画外作業の手続き不備について」について、平成28年度に保守点検作業要領書等の作成に係る要領書、マニュアル等の制定及び改正を行うとともに、周知教育を行ったこと等を、「品質保証に係る不適合管理並びに是正処置及び予防処置要領」等の資料及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかったが、燃研棟事故を踏まえた対応処置が引き続き実施されることから、今後も保安検査等において確認することとする。

## ②指摘事項等の対応状況

平成29年5月、JMTRで電源盤遮断器の誤操作及びタンクヤード内雨漏れの事象が発生し、改善活動を継続して実施していることから、その対応状況について確認した。また、前回の保安検査において、HTTRにおける文書管理について改善すべき事項が確認されたこと、並びに平成29年2月に、ヘリウム循環機が試験中に停止しており、その対応状況について確認した。

### (a) JMTRにおける不適切な遮断器操作の対応状況

平成29年5月8日、主循環ポンプの作動検査（施設定期自主検査）を行うための検査前条件を設定するために、機械室において遮断器の引き出し操作を行っていた。この時、本来操作すべき遮断器と違う遮断器を操作し、この遮断器の負荷側に20秒程度の計画外の部分停電を発生させたため、前回の保安検査において是正処置等の途上であったことから、引き続き、本事象に係る不適合管理の実施状況について以下のとおり検査した。

検査の結果、平成29年4月、材料試験炉部原子炉第1課長は、当該施設定期自主検査を反映した週間工程表を作成し、部内関係者に周知したこと、作業当日、原子炉第1課担当者は、年間請負作業員に施設定期自主検査要領書の説明を行い、操作禁止タグを作成し、所定の遮断器に取り付けたこと、作業員は、誤って、本来操作のために開けるべき電源盤の隣の電源盤の扉を開け、レバーを操作したこと、原子炉第1課担当者は原子炉第1課長に当該誤操作を連絡せず、作業員に復電操作を指示し、約20秒後に復電したこと、この誤操作により、原子炉施設のプロセス計測用の一部が停電し、炉プール水位低下の警報が発報及び火災報知器の電源

が遮断されたことによる表示器異常のメッセージが発報したが、復電操作によりすべて元の状態に復帰し、復帰後の点検により施設に異常のないことを確認したこと、原子炉第1課長は、当該事象の報告を受け、異常時の措置として材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報したこと、材料試験炉部長は、停電事象に伴う部内各施設の異常の有無の確認を指示し、異常がなかったことを確認したこと、及び同部長は、所長及び照射試験炉センター長に通報したこと等を、「JMTRにおける計画外部分停電事象についての主な時系列」等の資料及び聴取により確認した。

不適合管理報告書では、①誤った遮断器の操作により計画外の部分停電を発生させたこと、②部分停電の発生後、作業を一時中断せず復電作業を実施したことの2つを不適合事案としたこと、原子炉第1課長等は、「なぜなぜ」方式により当該事象の原因分析を行って是正措置計画を立案し、部内の技術検討会及び所内の品質保証推進委員会において審議していること、所長は平成29年7月、是正措置計画書を承認しており、是正措置として、上記①については、操作の作業体制について、運転手引き等に記載し、保安教育を行うこと、手順書の明文化の重要性に関する教育、並びにTBM-KY<sup>※</sup>等の教育及び訓練を行うこと、上記②については、計画外部分停電発生時には、作業を一時中断すること、負荷について今までの経験と知識のみで判断せず、詳細に確認するよう教育すること、平成26年度第3回保安検査で保安規定違反と判定されたJMTR第3排水系貯槽(Ⅱ)における事案など、当該事象を含めて重大なトラブルが特定施設で発生していること等を「是正処置計画書」、「JMTRにおける遮断器の誤操作による計画外部分停電 対応工程表」、「遮断器の操作手順書」等の資料及び聴取により確認した。

※「TBM」はツール・ボックス・ミーティング、「KY」は危険予知。

#### (b) JMTRタンクヤード内雨漏れの対応状況

JMTRタンクヤードにおいて、雨漏れが断続的に発生しており、前回の保安検査に引き続き、本事象に係る不適合管理の実施状況について以下のとおり検査した。

##### (ア) 仮設搬出入口からの雨漏れについて

平成29年5月13日、タンクヤード内において、作業員が屋根から雨水が滴下し、床面に拡散した状態で雨漏れを発見し、原子炉第2課長等は、当日、雨漏れ箇所付近をビニールシート等で養生により雨漏れの止水、床面に拡散した雨水の拭き取り、回収、隙間へのシール材の充填等の応急措置を実施したこと。同課長等は、今後、詳細な浸水ルートを突き止めて、防水対策を実施するとしたこと等を「タンクヤード雨漏れ等の不具合・不適合事象の時系列」等の資料及び聴取により確認した。

平成29年5月15日、原子炉第2課長及び放射線管理第2課長は、雨漏れ箇所を拭き取ったウエスのサーベイ等の結果、汚染のないことを確認したとしているが、前回の保安検査において、管理区域内での雨漏れであり、発見次第、すぐに汚染検査を実施すべきであることを、気付き事項として指摘した。

不適合管理報告書では、管理区域内の雨漏れ事象であるが、あらゆる状況を想定し速やかに汚染検査を行うべきとしていること、是正措置として、管理区域内で計画外に生じた水を確認した場合における、汚染検査の依頼、連絡体制、対応等の手順について、部内の放射線安全作業マニュアルの改定により、仕組を整備し、教育を行うとしていること等を、「不適合管理報告書」、「是正処置計画書」等の資料及び聴取により確認した。

原子炉第1課長は、平成29年7月、部内の放射線安全作業マニュアルの改定に際し、材料試験炉部長に、部内の品質保証技術検討会の開催を申請して、同検討会の審議を経て作成したこと。同部長は、平成29年8月、同マニュアルの改正内容について、業務連絡書により部内に周知したこと等を、「品質保証技術検討会諮問・審議書」、「放射線安全作業マニュアル」等の資料及び聴取により確認した。

#### (イ)タンクヤード壁面からの雨漏れ等について

平成29年7月25日、熱中症対策のためタンクヤード屋根に取り付けたスプリンクラーにより、屋根全体に散水していたが、タンクヤード内において、職員が東側の壁の表面からの水の浸み出しを発見した。事象に対し応急処置のため、スプリンクラーによる散水を中止し、当該浸み出し発生箇所にアルミテープによる止水処置を行ったこと等を聴取により確認した。

翌日の7月26日、前日から降雨が続いていたことから、職員は、前日に施した止水処置の効果を確認するためタンクヤード内を点検し、その結果、当該箇所付近において、水の浸み出しを発見したこと。同両日の水の浸み出しについて、原子炉第2課長は発見当日に放射線管理第2課長に汚染検査を依頼し、放射線管理第2課長は汚染がないことを確認したこと等を聴取により確認した。

是正処置として、スプリンクラーによる散水は中止すること、応急処置としてアルミテープによる止水処置及び堰を設けること、タンクヤード建家周囲の側溝等のひび割れを補修すること、タンクヤード建家壁の内面について、防水補修を行うこと。平

成29年8月、タンクヤード建家壁の内面の防水補修工事を行ったこと。原子炉第2課長は、不適合報告書及び是正処置報告書の作成に際して、材料試験炉部長に、部内の品質保証技術検討会の開催を申請して、同検討会の審議を経て作成したこと等を「不適合報告書」、「是正処置報告書」等の資料及び聴取により確認した。

(c) HTTRにおける文書管理について

平成28年度第4回保安検査において、業務の計画表と工程表の関連が不明確であること、年間運転工程への部長の関与が不明確であること等、文書管理について改善すべき事項を指摘し、不適合管理を実施中であることから、前回の保安検査に引き続き、その改善状況について以下のとおり検査した。

高温工学試験研究炉部では、当該指摘事項について、HTTR品質保証委員会の審議を経て、平成29年3月に不適合報告書を、平成29年4月に是正処置計画書を作成していること、高温工学試験研究炉部内のHTTR品質保証委員会の下に品質保証体系確認ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を設置し、是正処置を実施したこと、平成29年3月、部長は、当該WGメンバーについて指名書により指名していること、計画課長は当該WGの審議を経て、平成29年6月、各課長が「業務の計画表」及び「年間業務計画」を作成又は変更した場合、部長のレビューを受けるように、「レビュー実施要領」を改正したこと等を、「不適合報告書」、「是正措置計画書」等の資料及び聴取により確認した。

前回の保安検査において、当時の是正措置計画においては、「業務の管理要領」と「文書及び記録の管理要領」のみを改訂するとしていたが、関連する他の要領書についても見直す必要があることが明らかとなったことから、是正措置計画を変更すべきであると指摘しており、当該指摘事項について、計画課長は「高温工学試験研究炉部コミュニケーション記録」を作成し、部内に周知したこと、高温工学試験研究炉部は、平成29年7月、計画課長が見直した是正措置計画の承認に際して、部内の品質保証委員会委員長に、同委員会の開催を諮問し、品質保証委員会の審議を経て承認したこと。この是正措置計画の措置として、文書及び記録の承認者の確認状況を調査して、「文書及び記録の管理要領」、「教育・訓練管理要領」を改訂すること、また、解釈があいまいな部分を改善するため、「総則」、「監視機器及び測定機器の管理要領」、「検査及び試験の管理要領」を改定し、文書管理の継続的な改善のため「文書及び記録の管理要領」を改定するとしていること、これらの改定について、平成29年8月までに終了したこと等を、「HTTR品質保証委員会・議事録」、「是正処置計画書」等の資料及び聴取により確認した。

なお、今回の保安検査において、大洗研の文書の「管理要領」において、文書を品質保証活動に必要な「文書」と「外部文書」等に分類しているのに対して、高温工学試験研究炉部の「文書及び記録の管理要領」においては、品質保証活動に必要な「文書」と、品質マネジメントシステムの要求事項に基づく「品証文書」等に分類しており、高温工学試験研究炉部の「文書及び記録の管理要領」について、当該要領書の「品証文書」の定義が、大洗研の品質保証体系と異なり、範囲を限定していること、また、当該要領書において、「その他の文書」の用語を使用するなど、管理対象文書の範囲にあいまいな点が確認されたことから、文書管理の改善の実施状況については、引き続き今後の保安検査等で確認する。

(d) 1次ヘリウム循環機の停止について

平成29年2月6日、動的機器のメンテナンス運転において、1次冷却材圧力を昇圧中、1次ヘリウム循環機C号機が計画外停止したため、当該事象の不適合管理の実施状況について以下のとおり検査した。

運転管理課長は、当該事象に係る不適合管理分科会登録票を作成して、大洗研の不適合管理分科会で審議されたこと、当該事象は不具合事象と判断され、改善策について部内で検討されることになったこと、運転管理課長は、ヘリウム循環機の起動を模擬し、回転数指令に対する制御回路の健全性を確認する無負荷試験モードにより健全性確認を行ったこと、運転管理課長は、確認項目、確認結果及び高温工学試験研究炉部の見解について、仏国製造メーカーと情報共有を図ることで調査の客観性を確保したこと、運転管理課長は、回転数制御装置に係るフォルトツリー分析と装置の調査を行い、当該事象の原因として、圧着端子部の接触不良が原因であることを特定しており、当該事象の調査、原因の特定等については、HTTR定例会議で報告されていること、本事象を受けた調査では、圧着端子に係る外観上の異常は確認されなかったが、端子台の圧着端子固定ねじについては若干の弛みが確認されており、本事象は、遮断器及び換気ファンの振動等により、圧着端子固定ねじに若干の弛みが生じたものと推定していること等を「不適合管理分科会資料」、「高温工学試験研究炉部における定期的レビューの記録」等の資料及び聴取により確認した。

上記の原因特定を受けた対策として、運転管理課長は、他のヘリウム循環機4台の回転数制御装置を対象として、圧着端子固定ねじの状態確認を行い、弛み等の異常がないことを確認したこと、運転管理課長は、本年12月に予定している当該回転数制御装置の点検において、仏国の製造メーカー技術者による全ての圧着端子固定ねじの締め付け確認及び無負荷運転モードにおける圧着端子部のタッピングを行い、

接触不良に対する健全性を確認していること、また、定期点検項目に追加し、本事象の再発防止の強化を図っていること等を、「部内情報共有資料」等の資料及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかったものの、指摘した事項については、引き続き保安検査等において確認する。

### ③保守管理の実施状況

HTTRを対象として、施設定期自主検査等に基づく保守管理の内、廃棄施設(気体、液体)について、保安規定に従って実施しているか、また、外部に業務委託する場合の調達管理の実施状況等について以下のとおり検査した。

今年度の施設定期自主検査について、HTTR運転管理課長は対象となる施設、設備、装置、機器等の名称、検査の項目及び実施体制等を記載した施設定期自主検査の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の同意、及び高温工学試験研究炉部長の承認を得ていること、HTTR運転管理課長は、平成29年8月、レビュー実施要領に従って、施設定期自主検査の検査項目及び実施時期を明記した「HTTR運転管理課 年間業務計画」及び「業務の計画表」を作成し、高温工学試験研究炉部長のレビューを受けていること、「レビュー実施要領」は、「②指摘事項等の対応状況」で記載したように、平成29年6月に改正したものであること等を、「レビュー実施要領」、「施設定期自主検査実施計画」等の資料及び聴取により確認した。

施設定期自主検査の実施状況について、HTTR計画課長は、各課が参加する部内工程会議を毎週開催し、作業週間工程表等により、施設定期自主検査に係る工程上の問題点や作業の安全対策等について確認していること、HTTR運転管理課長は、平成29年7月、液体廃棄物の廃棄設備の廃液槽について、検査要領書に基づいて漏洩検査及び外観検査を実施していること。同要領書には、対象機器、基数、検査前条件、検査手順、判定基準等が明記されていること、HTTR運転管理課長は、検査員の力量管理について、「教育・訓練管理マニュアル」に従って、検査員の力量を認定し、検査を実施させていること、HTTR運転管理課長は、液体廃棄物の廃棄設備について、施設定期自主検査に用いる液位計の校正作業を外部に委託しており、大洗研の「調達管理要領」に従って、検収条件、要員の適格性確認等の調達要求事項の妥当性確認を行っていること、実際の校正作業に当たっては、検査用計器がトレーサビリティ体系に基づき校正されたものを使用していること、指示値が精度範囲内であることを確認していること等を、「HTTR工程会議議事録」、「検査実施要領」、「施設定期自主検査要領及び

記録」、「HTTR運転管理課 力量認定証」、「液体廃棄物の廃棄設備 液位計校正作業」等の資料及び聴取により確認した。

平成28年度の施設定期自主検査については、HTTR運転管理課長が定める「HTTR運転管理課 年間業務計画」に従って漏れなく実施されていることを確認した。ただし、保安上特に管理を必要とする本体施設等に関して、当該年間業務計画には、施設定期自主検査の実施計画が記載され、当該計画に従って実施されているのに対して、部長が定める「検査実施要領」では、原子炉停止中において、施設定期検査期間が長期に及ぶ場合の施設定期自主検査について、当該検査を毎年実施しない旨の記載があり、当該検査の実施時期についての記載が「HTTR運転管理課 年間業務計画」と異なることが確認されたことから、速やかに改善すること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかったものの、気付き事項については、引き続き保安検査等において確認する。

(3) 違反事項(監視すべき事項を除く。)

なし

4. 過去の違反事項(監視すべき事項を除く。)に対する事業者の措置状況

なし

5. 特記事項等

なし

(別添1)

## 平成29年度第2回保安検査日程

月 日	8月29日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)
午 前	●初回会議 ○保守管理の実施状況	●検査前会議 ○予防処置の実施状況	●検査前会議 ○指摘事項等の対応状況
	○保守管理の実施状況 ○予防処置の実施状況	○予防処置の実施状況	○指摘事項等の対応状況
午 後	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

※○:検査項目、●:会議等